

水道管にも早めの防寒対策を

寒さが厳しくなると水道管が凍結し、水が出なくなったり、破裂したりすることがあります。その際、修理費用は自己負担となります。

■凍結を防ぐには

保温材や毛布・布などで水道管を覆い、ビニールテープを巻くなどの方法が有効です。濡れると逆効果になるため、布で覆う場合はビニールを被せるなどしてください。

■凍結して水が出ないときは

蛇口にタオルなどを巻き、ぬるま湯をかけてゆっくりと溶かす方法が有効です。

■水道管が破裂した場合は

水道メーターのそばにある元栓（止水栓）を閉め、最寄りの市指定給水装置工事業者に連絡してください。市指定給水装置工事業者は、市ホームページに掲載しています。

■上下水道局庶務課

(☎0848-37-8700)

上下水道局因島瀬戸田営業所
(☎0845-22-0499)

事業者の皆さんへ 償却資産の申告はお早めに

市内で事業を営んでいる個人や法人（工場や商店などの経営、駐車場やアパートなどの貸し付け、太陽光発電設備を設置し売電している人など）のうち、毎年1月1日現在、市内に償却資産を所有している人は、令和2年1月31日(金)までに申告してください。

※毎年、申告している人には、「償却資産申告書」などを12月中旬に発送します。申告書が届かない人や、新たに償却資産の申告が必要な人はご連絡ください。

■償却資産とは

土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その事業のために用いている構築物・機械・器具備品などのこと。

■資産税課 (☎0848-38-9164)

国保 後期 「医療費のお知らせ」を発送します

■尾道市の国民健康保険に加入している人

令和2年2月下旬、各世帯主宛に、医療機関を受診した内容（医療機関名、受診年月、患者負担額等）を通知します。

通知内容：平成31年1月～令和元年12月診療分

※送付不要の世帯は、「医療費通知送付不要の届出書」を提出してください。

昨年度までに申し込みしている場合は、改めて提出の必要はありません。

■広島県の後期高齢者医療制度の被保険者

年に2回、各被保険者宛に通知します。通知内容は国保と同じです。

発送時期：【1回目】1月下旬（1～10月診療分）

【2回目】3月下旬（11～12月診療分）

※2回目の通知が確定申告期間に間に合わないため、11・12月診療分の医療費控除は領収書で行う必要があります。

■【国保】保険年金課 (☎0848-38-9107)

【後期】広島県後期高齢者医療広域連合業務課 (☎082-502-3030)

確定申告等で障害者控除を受けられる場合があります

65歳以上の人で、身体障害者手帳などを持っていない場合でも、身体的障害者認定基準に準じていれば、所得税や住民税の障害者控除を受けることができます。（要介護認定を受けていない人は、所定の診断書（有料）が必要）

認定書の交付には日数がかかりますので、余裕をもって申請してください。

■控除額

障害者控除 所得税27万円、住民税26万円

特別障害者控除 所得税40万円、住民税30万円

■高齢者福祉課 (☎0848-38-9119)

固定資産税・都市計画税は 毎年1月1日現在の所有者に 課税されます

所有権移転登記が年内に完了しない場合は、次年度も元の所有者に課税されます。固定資産の売買・相続等をしたときは、早めに法務局で手続きしてください。

●所有者が死亡したときは、相続登記が完了するまでの間、相続人の中から納税通知書等の書類を受け取る代表者を届け出てください。

●今年1月2日以降、土地の利用状況の変更（宅地を畑にしたなど）や建物を解体した場合も届け出が必要です。

※山林や農地を太陽光発電設備用地や駐車場等として転用した場合には、宅地や雑種地として地目認定をするため、評価額や税額が大幅に上がります。

■資産税課 (☎0848-38-9162・0848-38-9164)

因島瀬戸田資産税係 (☎0845-26-6228)

令和元年分の申告から適用

市・県民税に適用される税制の主な改正点

改正点 1

ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税（個人住民税に係る寄附金税額控除の特例控除額部分）の対象が、一定の基準に基づき総務大臣が指定した地方団体のみに限られるようになります。指定対象外の団体に対して令和元年6月1日以後に支出された寄附金は、ふるさと納税の対象外です。

※指定対象外の地方団体は総務省ふるさと納税ポータルサイトで確認してください。

所得税の所得控除・個人住民税の基本控除は、ふるさと納税に係る控除の対象となります。

申告相談は2月中旬から始まります。

市内各会場の日程は、広報おのみち1月号でお知らせします。

改正点 2

住宅借入金等特別税額控除の拡充

消費税率10%が適用される住宅取得等は、住宅ローン控除の控除期間が3年延長されます。

（現行10年間→13年間）

■令和元年10月1日～令和2年12月31日に入居した場合

◆11年目以降の3年間は、消費税率2%引き上げ分の負担に着目した控除額の上限が設定され、各年次のいずれか少ない金額が税額控除されます。

①建物購入価格の2/3% ②住宅ローン年末残高の1%

◆個人住民税の税額控除は、次のいずれか少ない金額が適用されます。

①住宅借入金等特別税額控除可能額のうち所得税で控除しきれなかった金額

②所得税の課税総所得金額の7%（最高136,500円）

■市民税課 (☎0848-38-9154)

因島瀬戸田市民税係

(☎0845-26-6227)

所得税の申告はスマートフォンが便利です

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンを使って、確定申告書の作成やe-Taxによる送信（提出）ができます。令和元年分の申告では、2カ所以上の給与所得がある人など、昨年より利用できる人の範囲が広がりました。

※サービスは令和2年1月6日(月)から開始する予定です。

スマホ専用画面の利用対象

項目	令和元年分
収入	給与所得（年末調整済1カ所、年末調整未済・2カ所以上）、公的年金等、その他雑所得、一時所得
所得控除	全ての所得控除
税額控除	政党等寄付金等特別控除、災害減免額
その他	予定納税額、本年分で差し引く繰越損失額、財産債務調書（案内のみ）

※上記以外でも、パソコン版ホームページでの申告書作成が可能です。また、申告内容によっては、パソコン版ホームページでの操作となる場合があります。

尾道税務署の申告会場設置：令和2年2月17日(月)～3月16日(月)

※郵送や窓口提出はこれ以前も受け付けています。

■尾道税務署 (☎0848-22-2131)



▲国税庁 確定申告作成コーナー HP